

平成31年度 交楽会運営方針

1. 交楽会綱領の遵守

○全職員は、交楽会綱領の理念を認識し、良質で適切なサービスを提供するため、援助を必要とする人々のニーズを理解できるようなやさしさを始めとする福祉にふさわしい心と動作を培うよう、サービス提供者としての自覚を持ち、福祉を実践する。

2. 人材確保及び人材育成

○働きやすくやりがいの感じられる職場づくりを推進するため、継続した人材確保、人材育成に重点を置き利用者・家族さらには地域住民が満足できるきめ細かなサービス提供ができるよう、個々人にあった研修を実施し資質の向上を図る。

○秋田県の「介護サービス事業所認証評価制度」に30年度に参加宣言したので、外部機関のサポートを受けながら今年度中の認証の取得を目指す。

3. 苦情解決及び法令遵守

○各事業所に苦情解決責任者を置き、利用者が苦情を申し出やすい環境を整え、第3者委員の協力を得ながら利用者の苦情を速やかに解決し、利用者の心身の安定を図り、施設の社会的信頼を確保する。

○介護報酬改定や障害福祉サービス報酬改定等経営に重大な影響を与える法改正を十分検討し健全な経営を目指す。事業活動が円滑に行えるよう労働関係法令を正しく理解し遵守していくため、業務管理体制の整備と取り組みを強化する。

4. 地域福祉の推進

○地域に根ざした社会福祉法人として、積極的に地域との連携強化を図り、地域から信頼される「地域公益活動」に努める。(地域ニーズの把握、ボランティア、実習受入、地域行事への参加、介護教室等)

5. 効率的な運営体制と安定経営

○社会福祉法人制度改革に対応した経営組織のガバナンス強化。

○社会福祉法人の特徴である高い公益性を確保するため、運営管理機能を強化し、各事業所間の連絡・連携を密にして、人事、福利厚生、評価事業、職員研修、広報活動等を総括し推進する。

○安定した経営を図るため中長期収支を明確化し、1. 経営の透明性の確保及び経費削減、2. 迅速かつ適切な情報開示、3. 社会情勢や経営環境の変化に対応した対策、4. 財務規律と事業の見直しを積極的に進めていく。

事業計画

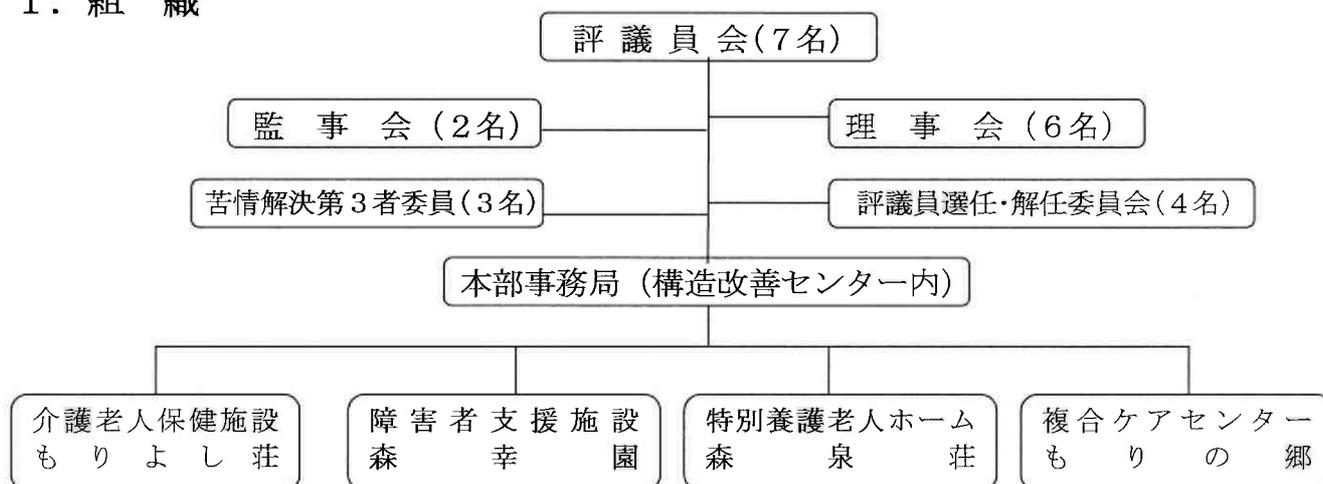
月	日	事業・行事等	場所
H31 4月	1日 3日 11日 毎水曜 中旬 下旬 〃	辞令交付式、理事長新年度訓示 秋田看護福祉大学入学式 入札（森幸園改築、増築工事） 理事長決裁 森幸園家族会総会 理事会 合同会議、施設長会議	本部、各施設 大館市 本部 本部 東京都 本部 本部
5月	毎水曜 中旬 〃 下旬 〃 〃	理事長決裁 理事長訪問 北秋田市社会福祉施設経営者協議会総会 合同会議 法人内会計担当者等打合せ 法人内監事監査	本部 各施設 北秋田市 本部 〃 〃
6月	毎水曜 上旬 〃 下旬 〃	理事長決裁 理事会 秋田県社会福祉施設経営者協議会総会 合同会議、施設長会議 第1回定時評議員会	本部 〃 秋田市 本部 〃
7月	毎水曜 上旬 中旬 〃 下旬 〃 〃 31日	理事長決裁 外部監査実施（森幸園、森泉荘） 新役付職員等評定者研修 理事長訪問 合同会議、施設長会議 苦情受付相談コーナー 苦情受付相談コーナー 処遇改善加算実績報告（介護・障害）	本部 対象施設 本部 各施設 本部 森幸園 もりよし荘 各施設
8月	毎水曜 上旬 中旬 〃 下旬 〃	理事長決裁 外部監査（森幸園、森泉荘） 秋田県経営協セミナー 理事長決裁 合同会議、施設長会議 法人内会計担当者等打合せ	本部 対象施設 秋田市 本部 〃 〃
9月	毎水曜 上旬 〃 中旬 下旬 30日 〃	理事長決裁 森吉地区敬老式 苦情受付相談コーナー 理事長訪問 合同会議、施設長会議 H32.4.1正職員新卒採用求人募集〆日 再雇用希望〆日	本部 森吉ｽﾍﾞﾝ 森泉荘 各施設 本部 〃 本部

月	日	事業・行事等	場所
10月	毎水曜	理事長決裁	本部
	1日	民生協会開園祭	
	中旬	正職員新卒採用試験	本部
	下旬	苦情受付相談コーナー	もりの郷
	//	合同会議	本部
	//	合否通知	//
11月	毎水曜	理事長決裁	本部
	中旬	理事長訪問日	各施設
	下旬	合同会議、施設長会議	本部
	//	評価作業部会	//
12月	毎水曜	理事長決裁	本部
	上旬	理事会	//
	下旬	合同会議、施設長会議	//
H32 1月	毎水曜	理事長決裁	本部
	4日	正職員登用事務連絡掲示	各施設
	中旬	理事長訪問	//
	下旬	正職員登用試験(作文)	本部
	//	合同会議、施設長会議	//
	//	交楽会評定者研修	//
2月	毎水曜	理事長決裁	本部
	上旬	正職員登用試験	//
	//	北都会総会	
	中旬	登用試験合格発表掲示	各施設
	//	施設長会議・理事会	本部
	下旬	職員異動内示掲示(各施設)	各施設
	//	合同会議、施設長会議	本部
	//	法人内会計担当者等打合せ	//
//	人事考課にかかる評定面接及び開示(～3/31)	各施設	
//	社会福祉施設経営者協議会県北会総会	大館市	
3月	毎水曜	理事長決裁	本部
	上旬	苦情解決担当者会議	//
	//	理事長訪問日(予算査定)	各施設
	中旬	理事会	本部
	下旬	交楽会新任職員研修会	//
	//	合同会議、施設長会議	//
	//	評議員会	//
31日	退職者(定年)辞令交付式	//	

平成31年度

社会福祉法人 交楽会 (設立…H2.7.12) 組織及び事業内容

1. 組織



2. 事業

介護老人保健施設 もりよし荘 H3.4.12 開所

- ・ 入所事業定員 100名 (内、短期入所事業5名)
- ・ 通所リハビリテーション事業定員 25名
- ・ もりよし荘居宅介護支援事業
- ・ もりよし荘在宅介護支援センター

障害者支援施設 森幸園 H5.4.1 開所

- ・ 施設入所支援 70名 障害福祉サービス 99名 相談支援事業

特別養護老人ホーム 森泉荘 S58.4.1 開所 H9.4.1 受託

- ・ 入所事業定員 50名
- ・ 短期入所事業 13名

複合ケアセンター もりの郷 H18.12.10 開所

- ・ 認知症グループホーム 18名 (もりの家定員18名)
- ・ 通所介護(デイサービス) 定員10名
- ・ 共同生活援助(ホートホーム)26名 (もりの郷16名、であいの家5名、陣場岱ハイ5名)

3. 定例会

- | | |
|---------------|-----|
| 1. 理事長出勤日 | 週1回 |
| 2. 合同会議 | 月1回 |
| 3. 施設長会議 | 月1回 |
| 4. 各施設事務担当打合せ | 年3回 |
| 5. 各作業部会 | 随時 |

4. 職員数 (H31.4.1)

	正職	臨職等	合計
・ 本部	3名	0名	= 3名
・ もりよし荘	60名	22名	= 82名
・ 森幸園	53名	17名	= 70名
・ 森泉荘	29名	22名	= 51名
・ もりの郷	13名	29名	= 42名
計	158名	90名	= 248名

(実人員247名)

交 楽 会 綱 領

交楽会は、社会福祉を实践する組織として、常に社会福祉の本質を追求しながら、心身に支障をきたして援助を必要とする人々に、良質で適切なサービスを提供することを旨とするものである。

社会福祉を实践する者の学習した社会福祉の知識と技術が、援助を必要とする人々にとって真に生かされる為には、その者が援助を必要とする人々のニーズを理解できるような、やさしさを始めとする福祉にふさわしい心と動作が培われなければならないものである。

社会福祉を实践する者は、援助を必要とする人々のプライバシーとノーマライゼーションの権利を侵すことなく、自己の援助する言動を常に自己評価し、慈愛と忍耐をもって福祉を实践するものである。

介護老人保健施設<もりよし荘>においては、寝たきり及びそれに準ずる高齢者・認知症高齢者が、その障害を可能なかぎり改善し、自立生活の範囲を拡げ、家庭復帰できるように支援する。

特別養護老人ホーム<森泉荘>は、常時介護を要し、在宅介護が困難な高齢者に、生命の尊厳を尊んだ適切な居住環境と介護看護サービスを提供する。

障害者支援施設<森幸園>は、その障害のため、生活援護と自立支援を要する人々に、人権の尊重、社会的不利の改善及びノーマライゼーションを前提とした社会参加の援助サービスを提供する。

複合ケアセンター<もりの郷>は、地域に暮らす人達が、障害があっても高齢になっても、地域（家庭を含む）で安心して暮らし続けることができるよう支援する。

交楽会福祉実践の指針

1. 人間の尊厳を尊び、如何なる生へも最善の援助を行なう。
2. 利用者の人権を尊重し、利用者中心の適切なサービス提供を行なう。
3. 利用者の生命の質を重んじたサービス提供を行なう。
4. 利用者とのインフォームド・コンセントを重んずる。
5. 心の表現が不自由な利用者の、ニーズを汲み出すような援助を行なう。
6. 地域に開かれた施設、地域から選択される施設造りに努める。
7. 交楽会各施設の交流を密にし、連携を高め、機能向上に努める。
8. 職員は驕ることなく、感謝の念をもって良質なサービスに徹する。
9. 社会福祉の知識と技術にふさわしい、人間としての資質を醸成する。
10. 優・親・和・誠・忍を五訓とする。即ち、
優しさ・親切・和やか・誠実・忍耐を職員のモットーとする。

事業計画

基本理念

介護老人保健施設は、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上を目指し総合的に援助します。

家族や地域の人々、関係機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援します。

運営方針

- ① 人権を尊重し、常に利用される人の立場にたった目標、支援計画を立て、必要なサービスの提供に努めます。
- ② 個々の状態に応じて、体力や機能の維持・改善、活動や参加の促進等、自立生活を支援するため、計画的にリハビリテーションを行います。
- ③ 多職種からなるチームケアを行い、早期の在宅復帰と在宅介護支援を目指します。
- ④ 家族や地域住民との結びつきを大切にして、市町村や各種事業者、保健・医療・福祉機関などとも連携し、地域と一体となったケアに努めます。
- ⑤ 適切な施設運営と予算管理に努めます。

事業の内容と目的

- ① 介護保険施設サービス事業（入所）
介護保険法に基づき、要介護と認定された方が、可能な限り自立した日常生活を営む事が出来るよう、医学的管理のもとに看護・介護及び機能訓練その他必要な支援をするとともに、その方の居宅における生活への復帰を目指します。
- ② 短期入所療養介護事業（介護予防事業を含む）
介護保険法に基づき、要支援又は要介護と認定された方が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するとともに、その家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- ③ 通所リハビリテーション事業（介護予防事業を含む）
介護保険法に基づき、要支援又は要介護と認定された方が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事により、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
- ④ 居宅介護支援事業
要介護状態となった方が、可能な限りその居宅において、日常生活を営むことが出来るよう支援するとともに、その方の状況・環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正、中立に支援します。

《重点目標》

介護保健施設サービス（入所・短期入所〈介護予防含む〉）

- ① 各種加算算定への取り組み強化に伴う記録、関係書類の作成に努めます。
- ② 各関係機関と連携しながら、平均入所率 97%（入所 9 3 人・短期 4 人）を達成できるように、相談から入所に至るまで、スピード感をもって対応し、利用率向上に努めます。
- ③ 高齢者虐待禁止、身体不拘束の原則、個人情報の取り扱いについて関係法令を遵守し、質の高いサービス提供に努める為にも研修会を実施、指針についても随時見直します。
- ④ 在宅復帰から看取りまで幅広い対応が求められることから、個々のスキルアップとモチベーションを大切に組み込みます。
- ⑤ サービスの低下に繋がらないことを前提に、効率的な業務改善や工夫を試みます。
- ⑥ 福祉従事者（社会人）として適切な態度、言葉使い、身だしなみについて基本に立ち返り、接遇マナーの向上に努めます。
- ⑦ 委員会活動や行事活動等を通じ、職員間の協調性や連携を深めることにより意識の共有に努め、福祉従事者として働き甲斐のある職場を目指します。

通所リハビリテーション（介護予防含む）

- ① 平均通所利用率 80%（予防 3%含む）を達成できるように、各事業所間との連携を図り、利用者確保、利用率向上に努めます。
- ② 通所リハビリの目的を再確認し、利用者、ご家族にとって真に必要とされるサービスに取り組めます。
- ③ そのためにリハビリを中心としたサービス提供により要介護状態の改善、ご家族の安心を図り、住み慣れた地域での生活を継続できるようにサポートします。
- ④ ご家族及び関係機関との連携を密にし、状態変化等の情報提供を迅速に行います。
- ⑤ 安全支援委員・感染予防委員を中心に予防意識を高め、事故や感染症の予防対策を徹底します。

居宅介護支援事業所

- ① 北秋田市地域包括支援センターが 3 圏域に設置されます。そのことにより、米内沢・浦田地区（北秋田市中地区）と前田・阿仁地区（北秋田市南地区）が別々の区域になることから、連携を深め支障がないよう取り組みます。
- ② 前年度の実地指導の結果を踏まえ、記録の整備、ニーズに則した適切なプランの見直しを行い、画一的な業務にならないように努めます。
- ③ 主任ケアマネとして、また、一人体制の事業所として、気持ちと責任を新たに業務を遂行します。

基本理念

1、個人の尊厳と権利の尊重

利用者一人ひとりの人間としての尊厳を尊重し、安全で安心、和やかな生活を送ることが出来るようにします。

2、人権の擁護

利用者の主体性と特性を尊重した支援に徹し、障害を理由とするいかなる差別、虐待その他あらゆる権利利益の侵害から利用者を守ります。

3、社会への参加支援

利用者が地域社会の一員として、年齢、性別、障害の状態にかかわらず、様々な分野への活動参加や社会貢献を視野に入れ、豊かで楽しい生活が送れるように支援します。

運営方針

1、利用者の立場に立ったサービスの提供

利用者一人ひとりの意思および思いを大切にし、安全・安心な支援を心がけ、常に利用者本人の立場に立ったサービスの提供に努めます。

2、人権擁護、虐待防止体制の強化

虐待の全否定こそが、利用者支援の根本であることへの職員の認識強化を図り、利用者の尊厳と人格の尊重、虐待防止、差別解消に努めます。

3、利用者が地域の一員として安心して暮らせる社会づくり

地域資源を活用し地域との関わりと連携を大切に、利用者の社会参加が増えるようにします。又利用者が住み慣れた環境の中で望む生活や社会貢献活動ができるよう努めます。

4、働きやすい職場づくり

より良い人間関係、チームワーク、労務管理、安全管理に努め、働きやすい施設づくりに努めます。

重点事項

1、利用者に適した生活環境の提供

- (1) 前年度の補助金申請承認を受け、計画通り増改築工事を着工するに当たり、利用者の安全確保徹底に努めます。
- (2) 増改築工事の目的であった、行動障害を有する利用者への支援強化のため、前年度下期から開催している、強度行動障害支援会議を継続し支援計画の作成、計画に沿った支援の実施に努めます。
- (3) 強度行動障害支援者養成研修参加を強化し、中長期計画に沿った重度障害者支援加算に向け取り組みます。
- (4) 改築工事で設置する特殊浴槽活用にて、高齢利用者の入浴時の安全確保に努めます。

2、リスクマネジメントへの取り組み

- (1) 前年度の事故要因検証を踏まえ、リスクマネージャーで構成するリスクマネジメント委員会を設置し、事故の分析、マニュアルの検証、利用者の権利擁護、労務管理等、多方面に渡るリスクの洗い出し、改善を図ります。
- (2) 働きやすい職場づくりを運営方針に掲げ、よりよい人間関係、チームワーク構築を図ります。

3、日中活動の充実

- (1) 就労継続支援B型事業の活動内容を増やし、工賃向上計画達成に努めます。
- (2) 生活介護においては、高齢化・重度化・障害特性を考慮し、活動グループを再編成しながら利用者に合った支援、無理のない活動(内容・時間)に努めます。

4、職員の資質の向上

- (1) 職員一人ひとりが目標設定や教育・研修計画を策定し、外部研修・勉強会を通じて福祉専門職として自己研鑽に励みます。
- (2) 10月からの処遇改善加算算定改定を踏まえ、資格取得に努めます。
- (3) 合理的配慮の理解に努めます。

5、地域や家族との連携強化

- (1) 利用者支援や施設運営で家族から安心と信頼が得られるよう、家族会との交流の場や地域交流の充実を図ります。また、面会サービスを継続し、家族と利用者が一緒に過ごす機会を提供します。
- (2) 後援会活動、地域防災を通して、地域一帯で相互の連携・理解を深めます。

6、もりの郷一体的運営に向けた取り組み

- (1) 利用者、家族へ説明をし、一体的運営への理解を得られるように努めます。
- (2) 重度高齢化対策として新たに創設されたサービスも視野に入れ、次年度の一体的運営を検討します。

【森泉荘の基本理念】

老人福祉の理念及び法人の『倫理綱領』に基づき関係法令を遵守すると共に、人権尊重の理念に基づき、常に一人ひとりの生命の尊厳を尊んだ適切な介護看護サービスに努め、施設職員としてふさわしく公正、公平に対応します。

また、ご家族との連携を密にし、健康管理と事故防止に努め快適な生活環境の中で利用者が充実した生活が送れるよう努めます。

【運営方針】

(1) 適切な事業の運営に努めます。

- ・法人諸規定を遵守します。
- ・外部委員を含めた入所判定委員会開催により、適正な入所に努めます。
- ・利用率の維持向上に努め、適切な施設運営を目指します。

〈目標〉 施設入所者 利用率 98.0%
短期利用者 利用率 98.0%

(2) 適切な労務管理と、人材育成に努めます。

- ・各種研修への積極的参加を推進します。
- ・資格取得へのサポートを強化します。
- ・職員の意向を事業計画に反映させます。

(3) 地域交流に努めます。

- ・各種団体や個人ボランティアとの繋がりを深めます。
- ・地域住民との交流を密にし、非常時の協力体制を一層深めます。

重点事項

1. 明るい職場作りの推進

- (1) 働き易い職場環境作りと、人材育成及び職員の資質向上を図る
- (2) 職場規律及びコンプライアンスの遵守

2. 実践を主体とした介護の充実

- (1) 1人ひとりの方に寄り添った支援と個別ケアに関わる時間の確保
- (2) 認知症ケア技術ユマニチュードの学習会の実施と専門性の向上
- (3) 余暇活動の充実による心の健康と身体機能の維持向上
- (4) ヒヤリ・事故報告に対する速やかな検討と検証による再発防止の強化
- (5) 報告、連絡連携、相談、話し合いの機会の確保、記録の徹底

3. 衛生管理の徹底

- (1) 利用者の立場に立った快適な生活環境の整備
- (2) 衣類、寝具、屋内外の清潔保持

4. 医療看護の適正

- (1) 褥瘡予防と適切な対応
- (2) 異常の早期発見・早期対応と残存機能の維持向上
- (3) 感染症予防対策の徹底
- (4) 尊厳ある生活を支えるための思いやりのある看護
- (5) 看取り体制の充実による、利用者・ご家族との信頼関係作り

5. 喜ばれる食事の提供

- (1) 食事の意欲につながる食事提供
- (2) 食中毒を予防した衛生管理の徹底
- (3) 利用者の栄養管理と体調に合わせた食事提供の実施

6. 災害防止と対策の確立

- (1) 自衛消防年間計画に基づいた防火設備の点検整備と防災訓練の実施
- (2) 風水害、土砂崩れを想定した車輛使用による避難訓練の実施

7. 家族・地域とともにある施設

- (1) ご家族との連携及び地域交流と貢献による相互扶助関係の向上
- (2) ボランティア、実習生などの積極的な受け入れ
- (3) 施設内介護教室の開催及び地域への出前講座の発信
- (4) 地域との防災活動協力の構築及び研修の実施

複合ケアセンターもりの郷事業計画

1. 基本理念

法人の『倫理綱領』に基づき、地域とのつながりを大切にし、地域と共に生活する場をつくり、地域で暮らしている実感をもてる環境を築き、利用者同士が互いを理解し、助け合いながら生活できるよう支援します。

1. グループホームは利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、どのような状態になってもその人らしく生き生きと生活できるよう支援します。
2. デイサービスは利用者が可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう「心身機能」「活動」「参加」などの生活機能の維持・向上を図ります。さらに、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため必要な支援を行います。
3. サポートホームは地域において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神状態に応じて、おかれている共同生活住居で日常生活上の支援を行います。

2. 運営方針

1. 利用者個人を尊重し、権利と安全を最優先にしたサービスを実践します。
2. 自立に向けたサービスを提供します。
3. サービスの質の向上、適正なサービスを提供するための人材育成に努めます。
4. 地域との関わりを大切にし、地域の要望に応えられる施設運営を目指します。
5. 各事業の独自性の確保と、共生型施設の特性を生かした事業展開に努めます。

3. 重点事項 I

1. グループホーム共用型通所介護への取り組み

- (1) 通所介護の多様化を活かしながら、一人ひとりの状況に応じた食事提供や入浴サービス、また個々の趣味や嗜好に合わせたレクリエーション、そしてコミュニケーションの場として利用されるように努めます。
- (2) 一般家庭と同じ生活環境を保ちながら、安心と安らぎの場を提供していくことで利用者が快適に過ごしていけるように努めます。
- (3) 定期的に、地域住民と触れ合う機会を設けることで、仲間づくりや社会参加を意識し合えるような地域サロンを目指します。
- (4) ご家族のニーズに合わせて、柔軟性のあるお泊りデイサービスを展開します。

2. サポートホーム並びにグループホームの方向性と在り方

- (1) 事業所見学の受け入れや関係機関との情報交換、また事前面談を開催しながら、サポートホームの定員確保に努めます。
- (2) 「支援」から「介護」へ移りゆく中、利用者一人ひとりに寄り添った支援体制・情報の共有化・連携の輪を重視しながら、手厚い支援に努めます。
- (3) 地域の中で、「安心」「安全」「快適」に暮らせるように、個々の生活スタイルに適した環境づくりに努めるとともに、自己表現・自己実現が出来る機会や環境を提供します。

3. サービス計画並びに個別支援計画書作成への取り組み

- (1) 利用者一人ひとりが主体的・意欲的に取り組めるように、課題や現状を整理しながら、最も適切なサービスを提供し、個々の目標が達成されるように努めます。
- (2) サービス担当者会議を開催する際は、ご家族の方により出席して貰えるように、ご家族との連絡調整を密に行います。
- (3) 総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、ご本人・ご家族のニーズを反映させることは勿論、利用者の長所にも着目しながら、サービス等利用計画と整合性をとった支援計画を作成します。

4. 災害時における避難誘導の確立

- (1) 訓練目標を明確化し、より実践的で、かつ実効性が求められるような訓練を実施します。
- (2) 立地用件に沿った訓練を実施し、災害時は速やかに安全な場所へ利用者を避難させる体制を構築します。